



# にしはら

2013  
No.495  
**5**



## 健やかに育て！ ～こいのぼりと一緒にポーズ♪～

小川保育園 ぞう組の子どもたち

### 町の家帯・人口 平成25年3月31日現在

人口	男	17,585人
	女	17,447人
	計	35,032人
世帯数		13,429世帯

### 特定健診の受診状況 (平成25年3月末現在)

受診率	34.3%
受診率目標	65%
目標まであと	1,981人

### 今月のトピックス

- 2013(平成25)年度 西原町の家計簿・・・2
- 東日本大震災・義援金の受付を延長します・・・4
- 障害児福祉手当・特別障害者手当制度・・・5
- みんなで受けよう！集団健診・・・6
- 女性のがん検診・・・7
- 病後時保育事業・・・8
- 就学援助希望者の申請について・・・9
- 民生委員・児童委員の日・・・10
- 定期人事異動・・・14
- 教育委員の任命・・・15
- 育成医療・未熟児療育医療の窓口・・・16
- 西原町債権管理条例施行・・・16
- 平成24年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況・・・17
- 雨水利用促進助成金交付制度・・・18
- 平成25年度 軽自動車税・・・19

## マリンタウンをキレイにしよう

### ちゅら島清掃活動

連日賑わいをみせているマリンタウンの清掃活動を行います！  
平成14年度からマリンタウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。4月27日には西原マリンパークのきらきらビーチが海開きをしており、今後も町内外から多数の方がマリンタウンを訪れることが見込まれます。キレイな西原町にたくさんの人を迎えるため、マリンタウンあがりティータ公園とその付近の海岸、道路の清掃作業に参加しませんか？

■日 時 平成**25**年**6**月**1**日(土)  
9:30～11:30

■集合場所 **あがりティータ公園**

■活動内容 マリンタウンあがりティータ公園とその付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等  
※ごみ袋及び飲み物等は、総務部町民生活課で準備します。  
※雨天及び雷注意報が発令された場合、中止とさせていただきます。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018



西原でレベルアップを目指せ！

## 女子バスケットボールの国際スプリングキャンプin西原町民体育館

女子バスケットボールの国内大学チームと海外の招待チームがトレーニングキャンプを行う「女子ユース・バスケットボール沖縄国際スプリングキャンプ」が、3月18日から22日までの日程で、町民体育館で行われました。



この事業は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)をもとに県が実施した「沖縄県スポーツツーリズム戦略推進事業」の一環で実施されました。これは、試合を中心としたキャンプを通じて競技力の向上と国際交流を図り、スポーツアイランド沖縄を国内外に向けて発信することを目的にしたものです。

キャンプには全日本大学選手権大会で2位の早稲田大学、同3位の拓殖大学、同4位の筑波大学のほか、韓国と台湾からチームが参加。昨年の国体成年女子メンバーを中心に結成された沖縄チームを合わせた6チームが対戦し、熱戦を繰り広げました。



## タブレット端末で宝を探せ！ ICT技術を活用し、観光イベントを開催



西原町で取り組んでいる「ICT技術を活用した観光振興・人材育成推進事業」(以下、ICT事業)の実証実験として、3月24日に謎解きイベント「天使金丸の冒険」が西原マリンパークで開催されました。

本町では、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用し、平成25年度から開始するICT事業に向け、平成24年度に基礎調査を行いました。今回のイベントは、観光客が町内を散策するためのアプリケーション開発を目指した調査の一環として開催されたものです。

イベント用に開発されたアプリケーションは、GPS(位置情報が分かるシステム)やARと呼ばれる拡張現実の技術を使って、マリンパークの施設内を移動しながら進行するシナリオのゲームになっており、これを応用することで町内の文化財や史跡を周遊したり、町民の地域学習に活用することができます。今回は、ゲームに登場する金丸(後の尚円王)と、西原町に起こったピンチを救う設定でした。

当日はあいにくの悪天候のため、イベントのほとんどが管理棟の中で行われました。イベントには子どもたちのグループや親子連れ、28組のチームが参加。チームごとにタブレットを操作し、協力しながら出題される謎やゲームをクリアしていました。



# 今年度はこんなことをします！

平成25年度の主な事業を説明します

**◆青年就農給付金事業** 六百万円  
 青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を支給します。

**●農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業** 二億五千四百万円  
 農水産物直売所建設に向け、設置場所や施設の規模等を検討し、用地の取得及び施設設計等に組み入ります。

**◆三世代交流施設基本設計委託事業** 一千六百九十三万円  
 西原南小学校区に建設する三世代交流施設の基本施設設計業務を行います。

**◆未熟児養育医療給付事業** 二百七十七万円  
 体の発育が未熟な新生児で入院が必要な場合に、その費用の一部を公費負担します。

**◆庁舎等複合施設建設事業** 十七億一千十六万円  
 庁舎、地域交流センター、保健センター、地域防災センター複合施設建物本体建設工事を安全に推進します。

**●特別支援教育支援員配置事業** 二千二百十六万円  
 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援等を行う特別支援教育支援員を町内小中学校に派遣します。

**●特別支援教育支援員配置事業** 九百七十一万円  
 保育室の不足を解消するため、新増築設計業務の委託を行います。

**●学習支援員等派遣事業** 一千三百六十六万円  
 町内小中学校に学習支援員を配置し、児童生徒の学力向上を図っていきます。

**◆内閣御殿整備事業** 三千四百十六万円  
 内閣御殿保存管理計画を策定するとともに、整備の基本方針や手法を決める整備基本計画の策定に取り組みます。また、整備にも着手していく予定です。

**◆西原南幼稚園新増築事業設計委託業務** 九百七十一万円  
 保育室の不足を解消するため、新増築設計業務の委託を行います。

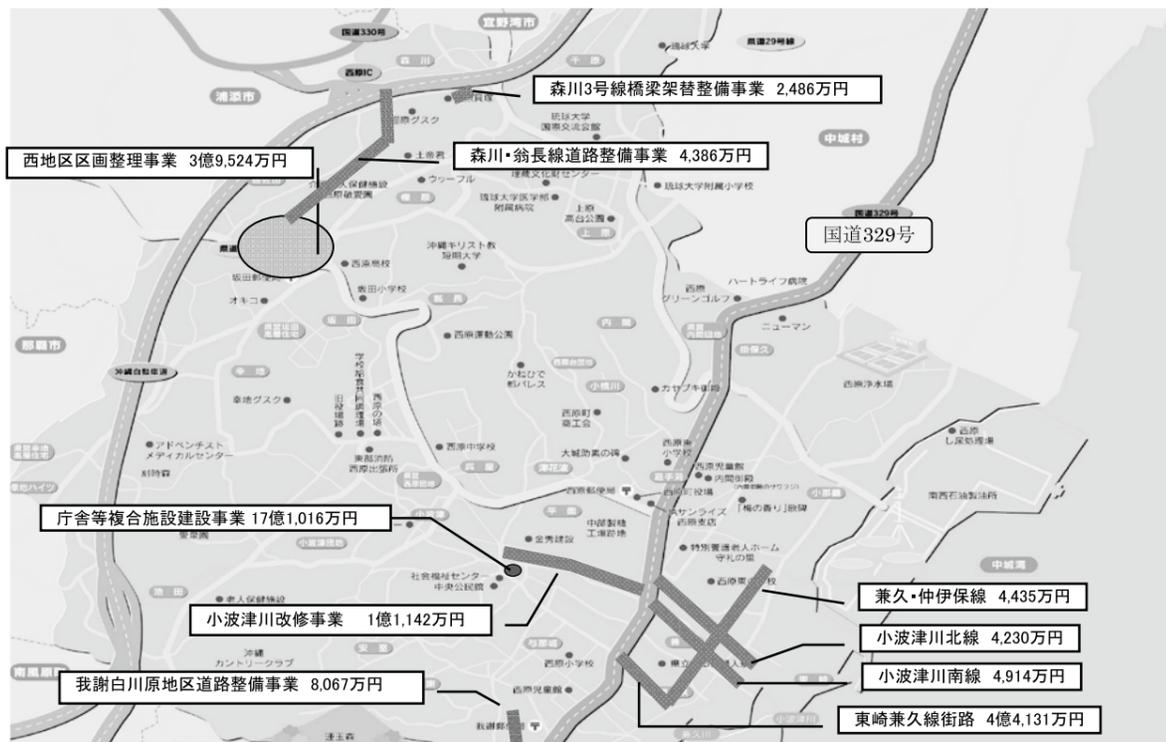
**●西原町景観計画策定調査業務** 四百二十万円  
 本町の地域特性を活かしつつ、自然と文化、都市が調和する環境を目標に景観法に基づく景観計画を策定し、沖繩らしい風景づくりに取り組みます。

**執行体制と行財政の確立**

**安全で住みよい生活環境の整備**  
 (都市基盤施設の整備)

## 安全で住みよい生活環境の整備 (道路事業等)

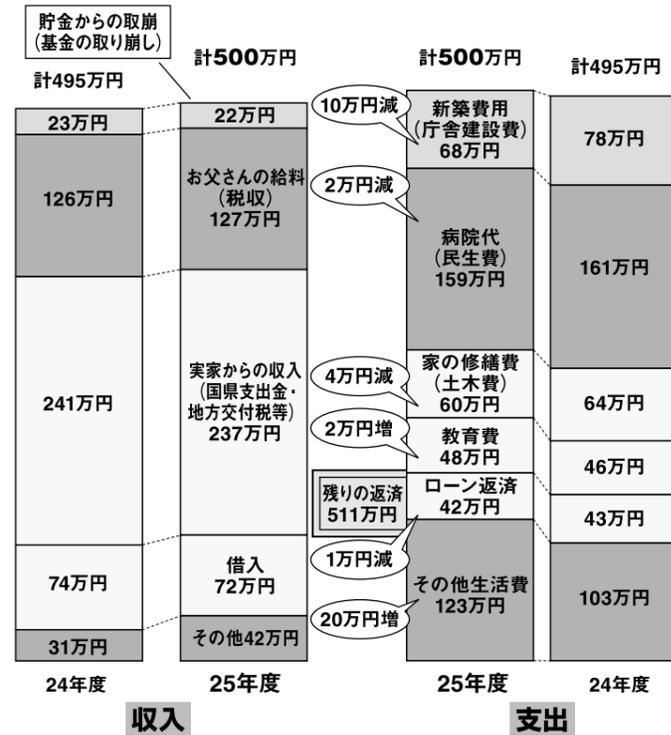
以下の箇所を整備を行う予定です。



◆お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533 FAX946-6086◆

# 2013年度(平成25年度) 西原町の家計簿(予算)

※平成25年度西原町一般会計予算の126億2,900万円を、500万円に換算して説明しています。



## 予算を家計に例えると

うーん、お父さんの給料(町税)が少し増えそうなのはうれしいけど、今年は新築の家(庁舎建設の工事)が完成間近だから、やりくりはかなり厳しいわ。(今年の家計を見積もっていたお母さんは、そうつぶやいた。)

家の新築計画では、今年で大方の工事は終わるわね。その分六十八万円かかって出費が大き

いし、新築用に貯めた貯金(基金)から、二十二万円は取り崩さないといけないわ。 実家からの援助(国県支出金・地方交付税等)は四万円減りそうね。昨年からの新たな援助(沖繩振興一括交付金)が増えて助かるけど、こちらの持ち出し分がどうしても増えちゃうのよね。

支出では、相変わらず家族全員の病院代(民生費)が一番大きいわね。今年も百五十九万円はかかるし、今後も増えていきそうだけ。

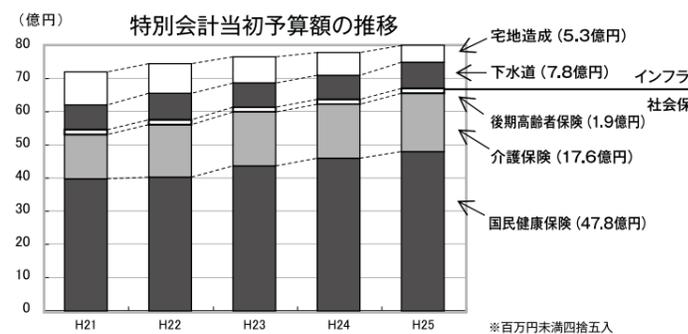
古い家の傷みもあって、新しい家財道具も必要なのに、今年も修繕費(土木費)が四万円減りそうだけ。

教育費は、去年と比べて二万円増え四十八万円かかりそうね。

ローン返済は四十二万円。だけど、今年も家の新築代の不足分も含めて、七十二万円借入れすることになるから、返済額が増えて、五百十二万円残っているわ。

この先、病院代はまだ増えそうだし、あてにしている実家からの援助(国県支出金・地方交付税等)は、台所事情(赤字国債増・震災復興)が不安定で心配だわ。お父さんの給料(町税)も大きくは増えそうにないし、切りつめた生活はしばらく続きそう。

だけど、家族が安心して生活できるよう、家計の切り盛りを工夫して、しっかり支えていきましよう！



**特別会計**

町の会計は、上記の一般会計のほかに五つの特別会計と水道事業会計があります。(老人保健特別会計は平成二十二年度で廃止)

左のグラフは、特別会計の当初予算額の推移を表したものです。

今年度も、昨年同様、国民健康保険特別会計の保険給付費が伸び、前年度比一億三千万円の増額となっています。

詳細は町のホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/> トップページ(西原町役場のご案内) > 財政 > 平成25年度 > 平成25年度予算編成の状況

# 障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

沖縄県では、精神または身体の重度障がいのため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当(特別障害者手当)を支給しています。

支給対象者	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所(通所を除く)している場合。 (2)政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所(通所を除く)している場合。 (2)病院または診療所に3ヶ月以上入院している場合。
支給制限	手当を請求する方、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 14,280円 (平成25年4月1日現在)
	特別障害者手当	月額 26,260円 (平成25年4月1日現在)
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、3ヶ月分が振り込まれます。	
申請手続	認定請求書及び認定診断書については、福祉部介護支援課または南部福祉保健所に備えています。その他の必要書類については、下記までお問い合わせください。	

※ 手当の額は消費者物価指数の動向により、変更される場合があります。

お問い合わせ	福祉部介護支援課 障害支援係	☎945-5013
	沖縄県南部福祉保健所総務福祉班	☎889-6364

## 西原町教育委員会 嘱託員募集

**【募集内容】**  
 1 特別支援教育支援員 (小学校)  
 ※ 月 15 日以内の勤務  
 2 幼稚園教諭業務 (年休代替)  
 3 パート調理業務 (年休代替)  
**【採用期間】** 採用後 1 年以内  
**【資格要件等】** ①は教員免許保持者または同等の学力等があるもの若しくは、特別支援教育の経験がある者。②は幼稚園教諭免許保持者。  
**【受付時間】** 9:00 ~ 17:15 (土日・祝日を除く)  
**【提出書類】** 自筆履歴書 1 通 (要写真添付) と免許証の写しを添付して、教育部教育総務課へ提出してください。  
 その他詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ

教育部教育総務課 教育総務係

☎945-3655 (内線 502)

# 『君がいる ただそれだけでうれしいよ』

平成25年度児童福祉週間標語(多賀 葵さん 12歳・東京都)

## ～5月5日から11日は、児童福祉週間です～

「児童福祉週間」は、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的として定められています。期間中、全国各地で児童福祉の理念を普及・啓発するためのさまざまな事業が行われています。

お問い合わせ

福祉部福祉課 子育て支援係

☎945-5311

# 東日本大震災・義援金の受付を延長します

東日本大震災の義援金受付に対し、震災当初からこれまで町民のみならず、各企業、各団体からの温かいお気持ちをお寄せいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社では、義援金の受付を平成25年3月31日で終了する予定でしたが、震災から2年を経過した現在でも多額の義援金が寄せられているため、受付期間を1年延長し、平成26年3月31日まで受け付けることになりました。それに伴い、西原町分区でも西原町役場と各公共施設に募金箱を設置し、引続き支援を継続することとしました。

今後ともみなさまのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

**【受付期間】平成23年3月11日(金)～平成26年3月31日(日)**

**【募金箱の設置場所】**

西原町役場本庁舎(☎945-5011)

西原町中央公民館(☎945-3657)

西原町立図書館(☎944-4996)



これまでに、日本赤十字社沖縄県支部西原町分区に寄せられた義援金の受付総額は、  
**13,073,722** 円です。みなさまの善意に心から感謝申し上げます。

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

# 赤十字の活動にご支援を！

5月は「赤十字社員増強運動」月間

日本赤十字社は、人道・博愛の理念をもとに世界187か国の赤十字社と連携し、災害や紛争等により飢餓・貧困・病気等に苦しむ人々を国際的に救護するとともに、国内の各種災害救護や医療の提供、青少年の健全育成などの事業を実施しています。

東日本大震災では、今なお避難生活を余儀なくされている方が多く、被災地域の復旧・復興には多くの時間を要するものと思われます。

沖縄県内については、昨年の大型台風16号の襲来により床上浸水等の被害が発生した県内市町村で、日用品が入った緊急セットを配布しました。

これらの赤十字活動は、赤十字の理念に賛同される県民一人ひとりが、赤十字社員として毎年協力いただく社資と寄附金を財源として行います。

5月は赤十字へのご理解とご協力をお願いし、ご支援していただく方を募集する月間です。自治会役員や赤十字奉仕団員が奉仕活動として各家庭や事業所を訪問して社員への加入や寄附金をお願いしています。本年も町民のみなさまには、赤十字の人道的事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年度における実績は下記のとおりです。温かいご支援に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。

西原町分区における社費および寄付金総額 **3,386,896円** (目標額達成率 110.39%)

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 上間 明

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

# 女性のがん検診のお知らせ

## 子宮頸がん検診

【対象】 20歳以上  
【受診方法】 右表の2通りです。

※受診時は「健康保険証」及び「受診券」をお持ちください。  
※70歳以上の方、生活保護受給者は、集団検診のみ検診料金が免除されます。  
※詳しくは、健診ガイドをご覧ください。

受診方法	集団検診	個別検診
受診期間	6月19日(水)、6月25日(火) 7月1日(月)、7月12日(金)	平成25年5月1日から 平成26年3月31日
自己負担額	500円	1,600円
検診場所	西原町中央公民館 【受付】13:30~14:30	町指定病院
予約	不要	医療機関への予約が必要

## 乳がん検診

乳がん検診は、30歳以上の女性が対象となります。年齢によって検査内容が異なります。

【対象】 30~39歳の方 《超音波(エコー)検診》

【受診方法】 右表の医療機関での個別検診のみとなっています。医療機関への予約が必要です。

受診期間：平成25年4月1日~平成26年3月31日  
★印の病院は、20代・30代健診と一緒に受ける必要があります。

※受診時は「健康保険証」及び「受診券」をお持ちください。  
※生活保護受給者は、検診料金が免除されます。

病院名	自己負担額
アドベンチストメディカルセンター	2,825円
浦添総合病院 健診センター	1,775円
沖縄県総合保健協会	1,400円
中部地区医師会立成人病検診センター	1,145円
徳洲会新都心クリニック	2,625円
とよみ生協病院	1,775円
★那覇市立病院 健診センター	1,825円
★ハートライフ病院	1,250円
★与那原中央病院	2,425円

【対象】 40歳以上の方 《マンモグラフィー・視触診検診》

【受診方法】 右表の2通りです。  
※受診時は「健康保険証」及び「受診券」をお持ちください。  
※70歳以上の方、生活保護受給者は、集団検診のみ検診料金が免除されます。  
※詳しくは、健診ガイドをご覧ください。

受診方法	集団検診	個別検診
受診期間	6月19日(水)、6月25日(火) 7月1日(月)、7月12日(金)	平成25年5月1日から 平成26年3月31日
自己負担額	2,200円	2,700円
検診場所	西原町中央公民館 【受付】13:30~14:30	町指定病院
予約	役場への申込みが必要	医療機関への予約が必要

【申込期間】 平成25年5月21日(火)から受付開始 9:00~17:00(12:00~13:00、土日・祝日を除く)  
※定員に達し次第、締め切ります。  
※5月21日(火)、5月22日(水)は夜間受付も行います。(20:00まで)  
【申込方法】 ・福祉部健康推進課の窓口で受け付けます。  
・電話での申込みは受け付けていません。  
・代理の方が申込むこともできます。その際は、氏名、住所、生年月日、電話番号、受診希望日を確認し、お申込みください。

※受診券をお持ちでない方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

一日に検診できる人数が40人と決まっているため、役場への申込みが必要です。

## 注意事項

<子宮頸がん検診を受診できない方>

●妊娠中、妊娠の疑いがある方

<乳がん検診を受診できない方>

●妊娠中、妊娠の疑いのある方、授乳中または断乳後3か月未満の方

●豊胸手術等乳房に人工物が入っている方

●現在乳腺科の疾病治療中、経過観察中の方

※ペースメーカーが設置されている方は、視触診のみとなっています。



健康応援キャラクター  
「運玉くん」

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

# みんなで受けよう! 集団健診 ~送迎車両が巡回します!~

平成25年度の集団健診(特定健診)が今月よりスタートします!  
昨年までは、行政区によっては地域公民館で集団健診が実施されていましたが、

**今年度は全ての行政区が西原町中央公民館での実施**となりますのでご注意ください。

それに伴い、集団健診会場である中央公民館まで送迎車両が巡回します。中央公民館までの交通手段がない方は、ぜひ送迎車両をご利用ください。

※送迎車両は平日開催の集団健診のみ運行します。土日に開催する集団健診は全行政区が対象となるため、送迎車両の運行はありません。ご了承ください。

なお、5月の集団健診日程と送迎車両の運行時間・待合場所については、下記のとおりです。

集団健診会場: 西原町中央公民館

健診受付時間: 8:00~10:00

送迎車両の運行時間: (行き)各自治会公民館⇒中央公民館 7:30~10:00  
(帰り)中央公民館⇒各自治会公民館 10:00~13:30

※送迎車両は常に巡回しているため、待合場所への到着時間は不定期となります。待合場所に送迎車両がない場合は、その場でしばらくお待ちください。

## 5月の集団検診日程

月日	曜日	対象行政区	送迎車両の待合場所
5月10日	金	小橋川	小橋川公民館
		内間	内間公民館
		県営内間団地	内間団地自治会事務所
		掛保久	掛保久公民館
		嘉手苅	嘉手苅公民館
		小那覇	小那覇公民館
5月15日	水	小波津	小波津集落センター
		小波津団地	小波津団地自治会事務所
		西原ハイツ	西原ハイツ自治会事務所
		池田	池田事務所入口、池田ハイツ集会所
		県営西原団地	西原団地自治会事務所
5月27日	月	翁長	翁長公民館
		呉屋	呉屋自治会コミュニティセンター
		平園	九区児童公園裏の新規道路
		美咲	美咲公民館
		安室	安室公民館
		桃原	桃原公民館

集団健診では、特定健診(身体・腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査、問診等)、長寿健診、胃・肺・大腸がん検診が受けられます。

西原町では、特定健診受診者のうち3人に1人が生活習慣病である糖尿病もしくは糖尿病予備群という結果になっています。生活習慣病には自覚症状がないため、早期発見が大変重要です。

ぜひこの機会に、ご家族・友達・隣近所のみなさんをお誘いのうえ、年に1度は特定健診を受診しましょう!

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

# 平成25年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

## 1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)

具体的には平成24年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

### 【認定基準参考例】

世帯	家族構成	所得総額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額は大体の目安です。

※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。

所得=所得税法上の所得の合算額-所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

## 2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

## 3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

### 【受付期間】4月22日(月)～5月24日(金)

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)

②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 1部

③平成25年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)

④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)

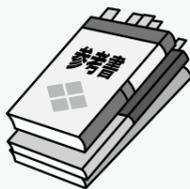
※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意しない方は先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください)

※平成25年1月1日に西原町以外に住居のあった方は、西原町に税の情報がないため、後日、課税証明書の提出を求めます。

※追加申請(町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る)については平成26年1月末日まで。

### 【提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または教育部教育総務課 ☎945-5039 (内線 513) FAX 945-6770



子どもの急な発熱!でも仕事を休めない...  
そんな時のために登録を行っておくと安心です。

## 病後児保育事業

# 登録申請を行っておくと安心です!

### ☆利用方法

**事前に福祉部福祉課窓口で利用登録が必要です。**

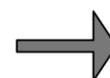
利用時は利用申請書を直接、実施施設へ提出し、ご利用ください。

※申請書は福祉部福祉課窓口で配布しています。

### ☆利用例

さいしょに

5月1日  
登録



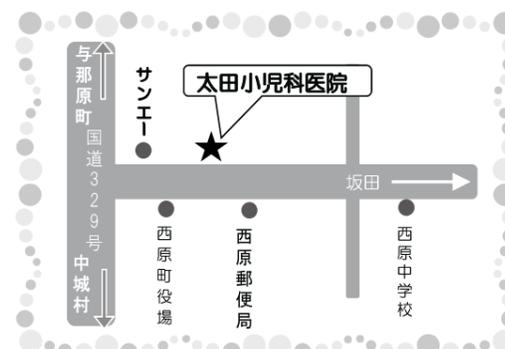
福祉部福祉課窓口で  
登録の申請

つぎに

5月2日  
利用



太田小児科医院で  
利用の申請



### ☆実施施設

医療法人ひまわり会 太田小児科医院  
西原町字小橋川164番地の2  
電話 946-5081

★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課の窓口で行ってください。

★病院での登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課の窓口で申請が必要です。

### ☆対象児童

西原町に居住する児童で次のいずれかに該当するもの

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(生後3ヶ月から小学校3年までの児童)

### ☆利用料金

①保育料 2,000円 (1人当たり日額)

②食費 500円 (おやつ込み)

(半日利用の場合は、保育料は半額になります。)

(お弁当とおやつ持参の場合は食費はかかりません。)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の減免が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の減免が受けられない場合がありますのでご注意ください。

(1)市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除(1,000円)※半日の場合は半額

(2)生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

### ☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30~17:30			8:30~12:00	8:30~	8:30~	×
午後	8:30~17:30			×	17:30	15:30	×

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

# (有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



# 保健師 だより 予防接種について

子どもの病気に対する免疫(抵抗力)は、生まれたときから数か月までは母親から受け継いでいます。しかしそれは自然に失われていくため、子ども自身が免疫を獲得していきます。この手助けとなるのが予防接種です。

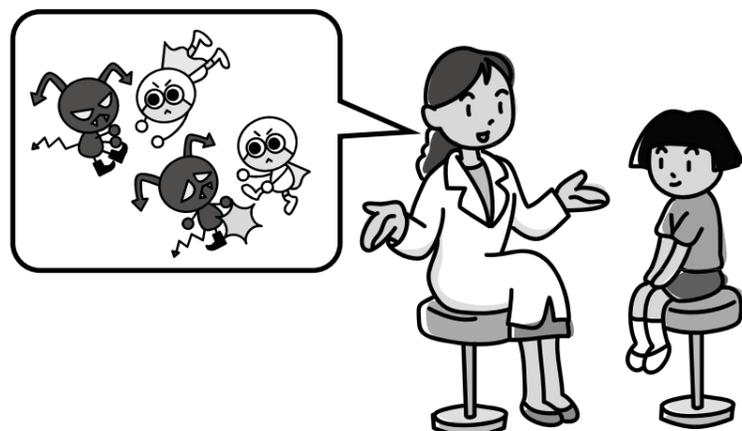
予防接種は、病気のもととなるウイルスや細菌などの病原体の毒性を弱くしたり、一部だけを取り出すなどして体に安全な状態にしたワクチンを接種しています。予防接種をすることで、体内に病原体に対する免疫をつけることを目的としています。せっかくワクチンがあっても接種をしなければ、予防できるはずの病気にかかって後遺症を残したり、命を落とすことがあります。

日本での予防接種は「定期接種」と「任意接種」があります。定期接種は予防接種法に基づいて実施し、対象者には役場などから案内をしています。対象期間外となると自己負担となりますので、ぜひ、対象期間内で早めに接種をしましょう。特に小さい子どもの場合、受けなければならない予防接種の数が多く、さらに予防接種ごとに接種年齢や回数が異なります。かかりつけ医などと相談しながら、予定を立てましょう。

予防接種は怖い病気から子どもを守るために行います。小さい子どものいらっしゃる保護者の方は、予防接種の重要性を理解し、積極的な接種に努め、接種忘れがないか母子手帳を見て確認してください。

## 定期接種

- BCG(結核)
- DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風)
- ポリオ
- MR(麻疹・風疹)
- 日本脳炎
- ※ ヒブ
- ※ 小児用肺炎球菌
- ※ 子宮頸がん



※については平成25年度より定期接種となっております。

## 5月保健事業日程

日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
5/9	木	3歳児健診	H21.12.13 ~ H22.1.7生まれ	中央公民館	13:30 ~ 14:15
5/10	金	集団健診	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苺、小那覇	中央公民館	8:00 ~ 10:00
5/12	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00 ~
5/15	水	集団健診	小波津、小波津団地、池田、西原ハイツ、西原団地	中央公民館	8:00 ~ 10:00
5/16	木	1歳半健診	H23.9.16 ~ H23.10.14生まれ	中央公民館	13:30 ~ 14:15
5/26	日	乳児健診(午前)	H24.6.22 ~ H24.8.21生まれ	社会福祉センター	9:00 ~ 10:30
5/26	日	乳児健診(午後)	H24.12.26 ~ H25.2.26生まれ	社会福祉センター	13:00 ~ 14:30
5/27	月	BCG	3ヶ月 ~ 1歳未満	沖縄県総合保健協会	15:30 ~ 16:00
5/27	月	集団健診	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	中央公民館	8:00 ~ 10:00
6/6	木	2歳児歯科健診	H22.12.1 ~ H23.3.2生まれ	中央公民館	13:30 ~ 15:00
6/11	火	あがりティーダナイトウォーキング	関心のある方	町民陸上競技場	19:00 ~

## 5月12日は民生委員・児童委員の日です

～ご存知ですか？民生委員・児童委員～

### 【民生委員・児童委員とは】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域における生活上の悩みや福祉問題についてさまざまな相談支援活動を行っています。民生委員は児童委員も兼ねていて「民生委員・児童委員」と呼ばれ、一定の区域を担当して地域活動を行っています。

また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は3年です。

### 【活動の目的】

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指します。

### 【民生委員・児童委員の活動】

民生委員児童委員の活動の基本は7つのはたらきにあります。

- ① 生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内的の家庭を訪問することがあります。
- ② 生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 関係機関との間に立つ連絡役を果たします。
- ⑤ 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥ 快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦ 生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

### ※ 秘密は守られます ※

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密がほかに漏れることはありません。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

<ほんの少しの思いやりが地域の支え合いになります>

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。ご近所やお知り合いに支援を必要とする人や家庭がありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にお知らせください。



## 民生委員児童委員の一斉改選の年です。民生委員児童委員を募集しています!

～お気軽にお問い合わせください。～

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 西原町社会福祉協議会 ☎945-3651

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号  
あなたのホームプランナー

**南新物産**

地域の不動産業で32年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 http://www.nanchan.co.jp E-mail hae@nanchan.co.jp

## チャリティーふれあい市、賑わう

地元産の農産物や加工品を展示、販売する「第27回チャリティーふれあい市」が、3月20日に町役場で開催され、多くの来場者が安心、安全な商品を買求めました。



また、会場では「農業体験カレプロジェクト」のカレーづくりが行われ、大勢の親子連れが参加。植付けから育て上げた野菜を材料に、カレーを調理しました。

## 西原なぎなたクラブ、九州の舞台で大活躍

第30回若獅子旗西日本なぎなた大会が3月27日にアクシオン福岡で開催され、九州の舞台で西原勢が活躍しました。演技競技では、西原なぎなたクラブに所属する宮城心音さん(西原小2年)平安名はなさん(北谷小2年)組が小学生低学年の部で最優秀賞(1位)に輝いたほか、高学年の部で新川羽蘭さん(西原東小6年)玉那覇優風(同小6年)さんが優秀賞(2位)の成績を収めました。また、個人試合の部では、安次嶺心さん(同小6年)が3位となりました。

チームを代表して安次嶺さんが「最初は緊張したが、勝ち進むにつれて緊張がほぐれ、自分の力を出し切れた。」と大会を振り返りました。



## 野球大会を通じて地域貢献

### ～サンウエストーナメント町長杯～

野球を通して地域社会の発展や活性化に努めることを目的に「第1回西原町サンウエストーナメント町長杯争奪戦」(同実行委員会主催、西原町・町教育委員会・町体育協会後援)が、3月3日と10日に西原マリパークと東崎公園で開催されました。

今回から町長杯と銘打って行われた大会には、18チームが参加。熱戦を繰り広げました。また、青少年スポーツの健全育成を願って、協賛金や参加料などから町内の少年野球チームに野球用品などが寄附されました。



# まちの話題

## さわふじ保育園の新園舎起工式

さわふじ保育園(玉那覇トヨ子園長)の園舎老朽化に伴い、新築される園舎の起工式が、4月4日に宇小波津の建設予定地で行われました。

この新築工事は、県安心子ども基金を活用した西原町保育所緊急整備事業として実施されるものです。新園舎が完成すると定員数が90名から100名に増員されるため、待機児童の解消が期待されます。

起工式にあたり、玉那覇園長が「子どもたちと保護者、職員とともに工事を見守りながら、完成を楽しみにしたい。これからも、地域に愛される保育園、卒園生の心のふるさとしてあり続けたい。」と今後の意気込みを語りました。



## 與那嶺さん、伊礼さんが新しく人権擁護委員に就任

憲法に定められている基本的人権の擁護と自由人権思想の普及啓発を目指して活動する人権擁護委員の委嘱状伝達式が4月11日に町役場で行われました。新任の2名と再任の1名の委員に委嘱状が渡されました。

今回委嘱されたのは、新任の與那嶺等さんと伊礼キヨさんの2名と再任の知花正さんの合計3名。西原町では現在、當眞信子さんと仲宗根好美さんが活動しており、今回で本町の人権擁護委員は5名となりました。

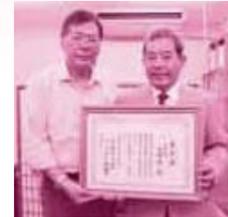
交付式にあたり上岡明町長は「現代社会では子どもたちや高齢者の虐待、DV問題など、難しい課題が山積しており、委員のみなさんの役割は極めて大きい。」と期待を寄せ、激励しました。

また、6年間委員を務めた安里政雄さんの功勞に対し、法務大臣から感謝状が贈られました。



## 大城さんが全国子ども会から表彰

子ども会等の活動の指導者・育成者の業績を表彰し、今後の子ども会活動の振興を図る(社)全国子ども会連合会表彰が2月15日に鳥取県で行われ、町子ども会育成連絡協議会副会長の**大城誠一**さん(写真右)が育成者表彰を受けました。大城さんは、与那城ペンギン子ども会の育成会長や同汗っかき会の代表を務めるなど、30年以上にわたって地域の子ども会活動に尽力され、平成18年からは、町子ども会育成連絡協議会副会長として活躍しています。



## 「気をつけて! あおになっても 右左」春の全国交通安全運動を展開



交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的に「平成25年春の全国交通安全運動」が4月6日から15日まで実施されました。「気をつけて! あおになっても 右左」を運動のスローガンに掲げた今回は、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本とし、啓発活動が行われました。

西原町では、4月5日に出席式が町役場で開催され、浦添警察署の平良英喜署長が「悲しい事故を起こさないためにも、地域で連携して取り組んでいきたい。」とあいさつしました。また、西原町交通安全推進協議会と浦添地区交通安全協会から町立小1年生に、ランドセルカバーと反射板付巾着袋が贈呈されました。

## 町人材育成会が県外派遣費用を助成

西原町人材育成会(上岡明会長)は、県外の大会への派遣が決定した町内の児童生徒に対し、派遣費用の一部助成を決定し、3月21日に町役場で交付式を行いました。助成金を交付した選手・団体は以下の通りです。(敬称略)

- ◎ 坂田FC(18名)・・・第19回九州ジュニア(U-11)サッカー大会に出場
- ◎ 西原中学校男子バレーボール部(11名)・・・アシックスカップ第30回九州中学校バレーボール選抜優勝大会に出場
- ◎ 青木 亮(西原中2年・男子バスケットボール部)・・・第11回九州ジュニアオールスター交歓大会と第26回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会に沖縄県選抜選手として出場
- ◎ 新垣怜奈(西原中2年・女子ソフトテニス部)、比嘉理美(同1年)・・・第24回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会に沖縄県選抜選手として出場
- ◎ 友利璃南(西原東中1年・女子ソフトテニス部)・・・第24回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会と第28回ミズノカップ全国ジュニア選抜ソフトテニス大会に沖縄県選抜選手として出場
- ◎ 西原東中学校なぎなた部(12名)・・・第30回若獅子旗西日本なぎなた大会に出場
- ◎ 眞栄城一哲(知念高2年・ヨット部)・・・第24回全九州高等学校選抜ヨット選手権大会に出場
- ◎ 玉那覇葉月(知念高2年・なぎなた部)、米須千祥(首里高2年・なぎなた部)、石原ひなの(同1年)・・・第8回全国高等学校なぎなた選抜大会に出場



# 教育委員が新しく任命されました

平成25年4月1日、前教育長の波平常則氏と、4年間教育委員を務めた下地勝也氏の任期満了に伴い、新教育委員に小橋川明氏と伊波直氏が任命されました。

同日、第1回教育委員会臨時会が開かれ、委員の互選により教育委員長に前泊加代子氏、教育委員長職務代理者に大瀧進氏が再任され、教育長に小橋川明氏が選任されました。

この1年間、下記の体制でがんばってまいりますのでよろしくお願いいたします。

役職名	氏名	任期
教育委員長	前泊 加代子	平成23年4月1日～平成27年3月31日
教育委員長職務代理者	大瀧 進	平成24年4月1日～平成28年3月31日
教育委員	松岡 幸子	平成22年4月1日～平成26年3月31日
教育委員	伊波 直	平成25年4月1日～平成29年3月31日
教育長	小橋川 明	平成25年4月1日～平成29年3月31日

## 教育委員会について

教育委員会は5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、町長が議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年です。教育委員長は、委員の中から互選され、教育委員会会議を主宰し、教育委員会を代表します。

教育長は、委員長を除く教育委員の中から、教育委員会によって任命され、教育委員会で決定した事務、教育委員会から委任された事務を処理するとともに、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。



左から大瀧委員、伊波委員、前泊教育委員長、松岡委員、小橋川教育長

### 小橋川明教育長の就任コメント

西原町教育委員会の教育目標の達成に向けて努めます。そのため、教育委員会事務局の職員間の意思疎通と連絡調整を図り、業務の遂行にあたっては、常に町民目線で、スピード感を持って行うようにします。このような認識の下、学校教育、社会教育、その他教育委員会が推進すべき業務において、教育長としての職責を果たしていきます。特に、学校教育においては、教育理念である「生きる力」の重要な要素として捉えられている「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を重視して取り組みます。



4月1日付で就任した小橋川明教育長

### 波平常則前教育長の退任コメント

町民のみなさまのご理解とご協力のおかげで、教育長の職責を無事に大過なく果たすことができました。心から感謝申し上げます。今後とも、西原町の教育行政の発展と児童生徒の健やかな成長を、心からお祈り申し上げます。



退任のあいさつをする波平前教育長

# 西原町定期人事異動

平成25年  
4月1日付

## (部長) 2人

氏名	配置部	職名	前所属	備考
屋良 朝則	総務部	総務部長	教育部	
新垣 洋子	教育部	教育部長	総務課	昇任

## (課長) 7人

氏名	配置課	職名	前所属課	備考
大城 安	総務課	総務課長	健康推進課	
與那嶺 武	健康推進課	健康推進課長	町民生活課	
與那嶺 剛	会計課	会計課長	町民生活課	昇任
呉屋 邦広	町民生活課	町民生活課長	町民生活課	昇任
花城 清紀	税務課	税務課長	生涯学習課	昇任
高江洲 昌明	産業課	産業課長	産業課	昇任
外間 哲巳	教育総務課	教育総務課長	学校教育課	昇任

## (係長等) 22人

氏名	配置	職名	前所属課	備考
富原 秀朝	総務課	管財係長	企画財政課	
新川 真哉	総務課	総務係長	健康推進課	
島袋 友一	企画財政課	政策係長	福祉課	
呉屋 和彦	福祉課	社会福祉係長	生涯学習課(中央公民館)	
山城 宏達	福祉課	保育所係長	総務課	
阿野 広美	福祉課(坂田保育所)	保育所長	福祉課(西原保育所)	
宇江城 史江	健康推進課	副主幹兼後期高齢者医療給付係長	福祉課	
宮平 智	都市整備課	都市計画係兼建築係長	都市整備課	
小波津 勝弘	産業課	副主幹兼農地農政係長	都市整備課	
神山 純子	教育総務課	学務係長	福祉課	
中村 史枝	教育総務課(坂田幼稚園)	副園長	学校教育課(西原幼稚園)	
津波古 智子	教育総務課(西原南幼稚園)	副園長	学校教育課(坂田幼稚園)	
幸地 進	生涯学習課(中央公民館)	副主幹兼公民館係長	総務課	
與儀 純子	生涯学習課	副主幹兼生涯学習振興係長	生涯学習課	兼任解除
渡慶次 修	町民生活課	環境保全係長	健康推進課	昇任
宮城 恵	福祉課	母子保健係長	介護支援課	昇任
城間 進	介護支援課	障害支援係長	介護支援課	昇任
新川 勲	都市整備課	区画整理計画係長	都市整備課	昇任
城間 弘美	教育総務課(西原東幼稚園)	副園長	学校教育課(西原東幼稚園)	昇任
玉那覇 司	生涯学習課(町民体育館)	社会体育係長	総務課	昇任
山里 奈美	生涯学習課	文化財係長	学校教育課	昇任
仲宗根 一彦	東部浄水施設組合(出向)	局長補佐	福祉課	出向

## (職員) 25人

氏名	配置	職名	前所属課	備考
喜屋武 幸子	企画財政課	主任主事	福祉課	
山城 宏太	税務課	主事	町民生活課	
宮平 真子	税務課	主事	町民生活課	
中山 義勝	税務課	主査	学校教育課	
野辺 沙耶子	福祉課	保健師	健康推進課	
城間 郁子	福祉課	主事	介護支援課	
石嶺 幸枝	福祉課(坂田保育所)	主査	福祉課(西原保育所)	
浜里 奈美	福祉課(坂田保育所)	主任保育士	福祉課(西原保育所)	

## (職員) 25人

氏名	配置	職名	前所属課等	備考
比嘉 朝奈	福祉課(坂田保育所)	主任保育士	福祉課(西原保育所)	
新川 頼子	福祉課(坂田保育所)	保育士	福祉課(西原保育所)	
宮平 和樹	健康推進課	主事	沖縄県後期高齢者医療広域連合(出向)	
新垣 裕美子	健康推進課	保健師	介護支援課	
糸数 司	介護支援課	主任主事	生涯学習課	
新里 奈津子	介護支援課	主任主事	税務課	
新垣 友美乃	介護支援課	保健師	健康推進課	
大田 慎也	都市整備課	主任主事	上下水道課	
喜納 智恵子	上下水道課	主査	学校給食共同調理場	
池間 貴子	教育総務課	主任主事	税務課	
平安 美樹子	教育総務課(西原東幼稚園)	教諭	学校教育課(西原幼稚園)	
吉田 無限	生涯学習課	主事	税務課	
奥浜 直美	学校給食共同調理場	主査	介護支援課	
奥濱 眞市	学校給食共同調理場	調理員	福祉課(西原保育所)	
鳥谷 学	学校給食共同調理場	調理員	福祉課(西原保育所)	
豊田 久乃	沖縄県後期高齢者医療広域連合(出向)	主任主事	企画財政課	出向
宮城 勝元	南部広域行政組合(出向)	主任主事	介護支援課	出向

## (新規採用職員) 10人

氏名	配置課
呉屋 孝治	総務課
伊集 貴野	町民生活課
玉那覇 勝矢	町民生活課
前我名 亮太	福祉課
宮平 裕子	福祉課(坂田保育所)
與那城 佑	介護支援課
上原 隆雅	介護支援課
又吉 諒	教育総務課
岩崎 良亮	教育総務課(西原幼稚園)
玉城 順一郎	学校給食共同調理場



## (教育指導主事)

氏名	職名	(前)配置課	備考
本村 律子	指導主事	学校教育課	任期満了により退職
宜志富 清博	主幹	教育総務課	就任
玉城 有	指導主事	教育総務課	就任



平成25年4月1日付で、10名が正規職員として新規採用されました。よろしく申し上げます。

## 平成25年3月31日付退職者

氏名	職名	前所属	備考
小橋川 明	総務部長	総務部	定年退職
伊 藝 繁	会計課長	会計課	定年退職
玉那覇 力	税務課長	税務課	定年退職
崎原 盛廣	産業課長	産業課	定年退職
玉城 澄枝	学校教育課長	学校教育課	定年退職

# 5月は「自転車月間」です

【目的】自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知活動や街頭での指導啓発活動を強化し、良好な自転車交通秩序の実現を図る。

【期間】5月1日(水)～31日(金)

## 自転車安全利用5則 ～自転車は車のなかまで～

### 自転車の安全利用の促進

自転車の安全利用 ● 知って助かる「自転車安全利用5則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

飲酒運転、二人乗り、夜間はライトを点灯、信号遵守、交差点での一時停止と安全確認、安全のため、自転車に乗る全ての方にヘルメットの着用をお勧めします。

浦添警察署では、自転車月間である5月中、管内の西原町、浦添市で自転車利用者に対する各種広報活動、指導取締り活動を強化します。

すべての自転車利用者をお願いします。日ごろから「自転車安全利用5則」をしっかり守って、絶対に交通事故を起こさない、交通事故にあわないように心がけてください。

お問い合わせ 浦添警察署交通課 ☎875-0110 (内線 411)

# 平成24年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

## I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は8件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では行政一般関係が4件、都市計画・開発関係が4件となっています。また、実施機関別では町長部局7件、教育委員会1件となっています。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	不服申立
8	2	3	2	3	0	0

## II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する請求は26件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報取扱業務の届出は0件です。
- (3) 個人情報の目的外利用等の届出は34件で、全て外部提供となっています。

表2 自己情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取り下げ	訂正請求	削除要求	中止要求	不服申立
26	25	0	0	1	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

# 育成医療の窓口が県から市町村に変わりました

育成医療事務は、これまで沖縄県福祉保健部の南部福祉事務所が行っていましたが、平成25年4月1日より、事務移譲により市町村事務となりました。このことにより、今後は、西原町役場福祉部介護支援課が申請窓口となります。  
※原則として、事前申請です。詳しくは福祉部介護支援課にお問い合わせください。

- 1. 対象者**  
18才未満で、身体に障がいのある児童またはそのままにしておく障がいが残る可能性があり、手術等によって障がいの改善が見込まれる児童
  - 2. 給付期間** 原則3ヶ月以内(腎臓機能障害、唇顎口蓋裂による歯科矯正療法適応者等については1ヶ年)
  - 3. 自己負担**  
医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて自己負担上限額あり。ただし、所得により給付の対象とならない場合があります。
  - 4. 必要なもの** ○自立支援医療費支給認定申請書 ○自立支援医療意見書(指定様式) ○健康保険証 ○印かん
- お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013

# 未熟児療育医療の窓口が県から市町村に変わりました

平成25年4月1日より、未熟児療育医療の申請先が西原町役場福祉部福祉課に変わりました。

- 1. 未熟児療育医療とは**  
未熟児療育医療は、出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。所得に応じて費用の一部負担があります。
  - 2. 対象者** 出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟のまま出生した1歳未満の子ども
  - 3. 対象となる医療とは** 入院中の診察・処置・看護や薬剤・治療材料の支給などです。
  - 4. 申請方法**  
未熟児療育医療の申請は、入院中の申請が原則です。次の①～⑥の書類をそろえて、福祉部福祉課窓口へお越しください。(①～④の書類の様式は、福祉部福祉課の窓口でお渡しします。)  
①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書(医療機関で発行される指定様式でも可)  
③世帯調書及び税額証明書 ④扶養義務者負担金に係る委任状  
⑤保険証及び小児医療助成金受給資格者証  
対象児本人の保険証がまだ支給されていない場合は、扶養義務者(本人が加入する予定)の保険証をお持ちください。  
⑥印かん ⑦収入に関する証明書
- お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

# 西原町債権管理条例が、4月1日に施行されました。 町の債権の適正管理、公正な債権の徴収を図ります。

西原町の債権の適正な管理のため、平成25年4月1日に「西原町債権管理条例」が施行されました。西原町ではこの条例をもとに、債権管理の徹底、滞納処分や強制執行を含む徴収収納の強化を全庁的に取り組むことで、自主財源の確保に努めます。

## 「西原町債権管理条例」は・・・

- 地方税や国保税、保険料、保育料などの「公債権」は、法律に従って滞納処分や執行停止、不納欠損処理を行ってきました。本条例は、学校給食費や水道料金、町営住宅の家賃などの「私債権」も含めて、法的措置等を行わせるためのルールを整理したものです。
- 町が管理するすべての債権を厳正に徴収することで、住民や受益者負担の公正化が図られます。



西原町債権処理検討庁内委員会を発足させました。

お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533

# 平成25年度軽自動車税について

平成25年5月上旬に、軽自動車税の納税通知書が送付されます。期限内の納付にご協力をお願いします。

## (軽自動車税について)

- ◎ 軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。
- ◎ 普通自動車税とは違い、月割りでの課税計算や払い戻しはありません。
- ◎ 車検切れなどにより実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。

## 注意

ナンバープレートの紛失や盗難被害にあった場合は、速やかに警察署及び西原町役場総務部税務課に届出を！

盗難被害にあったり紛失しても、警察署と西原町役場(総務部税務課)に届け出ないと…

- 抹消の手続きができず、いつまでも課税されることになります。
- 放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。

また、人に譲った場合でも、名義変更の手続きをしなければ前所有者が課税され続けます。

## 身体障がい者等に対する減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院、通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

### (手続きに必要なもの)

- ・減免申請書
- ・平成25年度軽自動車税納税通知書
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳等の写し
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し

(※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります。)

### (減免申請期限)

平成25年5月24日(金) ※締切日

※この日を過ぎてからの受付は減免の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

### (身体障がい者減免の該当区分)

障がい区分	障がいの級別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能障害	1級～6級
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
肝機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級(自立支援医療(精神通院医療に限る)受給者証の交付を受けている者)

## ♪好評♪

【原動機付自転車】  
西原町オリジナルナンバープレート、発行しています！  
詳細は総務部税務課へお問い合わせください。



# 雨水

## を利用してみませんか！

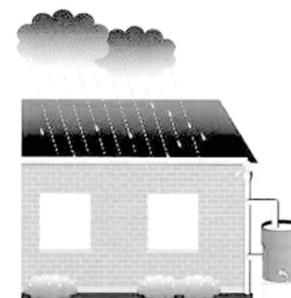
### —雨水利用促進助成金交付制度—

西原町では、洪水の防止・防災対策として平成14年度から住宅での雨水タンクの利用を呼びかけています。雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。

これは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることによって、一気に大量の雨水が川へ流れ出ないようにと考えられたものです。

貯まった水は、水洗トイレや洗車・家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

水事情に厳しい沖縄だからこそ、ぜひこの制度を利用して節水にも努めたいですね。



### 助成金交付制度の内容

町内で雨水タンクを設置する方に対し、**予算の範囲内**で助成金を交付します。  
**5月7日(月)**から申請資料の配布を始め、**6月3日(月)**から申請の受付を始めます。  
※助成金の交付は先着順とし、予算がなくなり次第、終了します。

### 助成対象施設等

対象施設は、これから新たに設置または改造する工事で、  
①**雨水利用のための雨水タンクの設置工事**  
②**下水道への接続により不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事**  
です。タンクは1基の**有効貯水量1m<sup>3</sup>以上**とし、1世帯(同居世帯は1世帯とみなす)につき1施設とします。  
※すでに設置されている施設への助成ではありません。また、補修なども対象外です。

### 助成金の交付額

助成金の交付額は、雨水タンクの設置または改造工事**1件につき50,000円**とします。  
ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額を助成金の交付額とします。  
※重複して交付を受けることはできません！

お問い合わせ 建設部土木課 計画係 ☎945-4415(内線302)

# 軽自動車税は5月31日(金)が納期限です。

平成25年度軽自動車税の納期限は、5月31日(金)です。納め忘れのないよう、よろしくをお願いします。

## 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。

町税の納付が遅れた場合は延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。なお、滞納が続きますと預金や不動産等の差押を行う場合があります。

納税は国民の三大義務の一つです。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

※ 当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

### 平成25年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月1日	9月2日	10月31日	平成26年1月31日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成26年2月28日
軽自動車税		5月31日			

※※※重複納付にご注意ください※※※

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

# お悩みにぴーぽー

西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設建設検討委員会の委員募集について

西原町内に農産物の直売所等を建設するにあたり、候補地選定・施設規模等を検討する「西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設建設検討委員会」を設置するため、委員の一部を公募します。地域農業の振興に関心のある方を希望します。

【募集人員】 若干名  
【応募資格】 20歳以上（平成25年4月1日現在）で、町内に1年以上居住している方。  
【任期】 2年  
【応募方法】 所定の応募用紙に記入の上、建設部産業課に提出してください。

応募用紙は建設部産業課で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。  
※応募多数の場合は書類選考。  
【応募締切】 5月21日（月）  
【決定通知】 厳選なる審査の上、本人に通知します。

【問合せ】 建設部産業課  
☎945・5281

「人権なんでも相談所開設」のお知らせ

近所とのトラブル、家庭内のめんど、いじめ、離婚、DVなど、あなたの悩みに人権擁護委員が無

【搬入期間】 12月2日（月）～12月11日（水）  
FRP 船の処理、リサイクルを希望する方は「登録販売店」に申込みの手続きを必要があります。料金などについては、登録販売店へご確認ください。なお、登録販売店については（社）日本舟艇工業会ホームページをご確認ください。

【問合せ】 FRP 船リサイクルセンター（社）日本舟艇工業会内  
☎03・3567・6929

改正育児・介護休業法が全面施行されました。就業規則への記載はもうお済みですか？

従業員数100名以下の事業主のみならず、平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されました。就業規則への記載はもうお済みですか？

○育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度  
沖縄労働局では、労働者と事業主との間で育児・介護休業等の民

## 町内相談機関

### 総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご相談ください。  
※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。  
時間／10時～16時（12～13時を除く）  
月／福祉相談【吉良律子】…生活のための手段や生活費に関する相談  
火／障害福祉なんでも相談【儀岡優子】…障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談  
水／法律相談【垣花豊順（弁護士）】…法律に関するあらゆる相談  
相談時間：13時～16時  
木／消費生活相談【大城恵美】…衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談  
金／家族やこどもの悩み相談【金城功恵】…親子関係、不登校、いじめ、非行など家庭の相談や、家族にも言えない子どもの悩みなんでも相談  
第1金曜／ひきこもり相談【サポートステーション那覇】…働きたいけど自信が持てず一歩を踏み出せない若者や家族の悩み相談  
問合せ／西原町社会福祉センター内  
総合相談所 ☎835-8822又は945-3651 FAX946-6777  
※予約優先

### なんでも相談（窓口相談）

生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。  
第1・第3火曜日（祝日の場合は翌週）  
10時～16時（12～13時を除く）  
相談員 上木律子  
問合せ／総務部企画財政課 ☎945-5340

### 教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。  
月～金 8時30分～17時15分（12～13時を除く）  
相談員／与那嶺 力、屋比久 薫、佐久川弥生  
問合せ／教育委員会内、教育相談室 ☎944-3603

### 行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談  
行政相談委員／大城 恵子  
基本は随時。ただし、第4火曜日は巡回相を町役場で開設【10時～16時（12時～13時を除く）】  
問合せ／総務部企画財政課 ☎945-5340 ※要電話受付

### 人権相談

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談  
随時 相談員／知花 正、當眞信子、仲宗根好美、与那嶺等、伊礼キヨ  
問合せ／総務部総務課 ☎945-5011 ※要電話受付

### 法律相談

弁護士による法律に関する相談  
第3火曜日 午後14時～17時30分  
相談員／永吉盛元  
問合せ／総務部総務課 ☎945-5011 ※要事前予約

### 精神障害者相談

精神的なお悩みに関する相談  
月火木金：午前9～12時、14～18時  
水・土：午前9～12時  
医師／城間政州  
問合せ／城間医院 ☎945-4551

### 地域包括支援センター

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談  
随時 相談員／玉城、与那嶺、新垣  
問合せ／西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

料で相談に応じます。一人で悩まず相談してみませんか。  
【日時】 6月3日（月）10：00～16：00  
【場所】 与那原町コミュニティセンター（第2研修室）  
【相談員】 人権擁護委員  
【問合せ】 総務部総務課  
☎945・5011（内線1112）  
予約不要、相談は無料で秘密は固く守られます。

愛の贈り物  
次の個人・団体から寄附をいただきます。温かい心遣い、心より感謝申し上げます。  
○下地勝也様（字我謝）より7万円の寄附がありました。町人材育成会への寄附に1万円、各小中学校への寄附に6万円（6校×1万円）を活用します。  
○沖縄県馬術連盟（花城薫理事長）より町人材育成会へ、5千円の寄附がありました。  
○東洋コンクリート株式会社（新垣一明代表取締役社長）より町人材育成会へ、20万円の寄附がありました。

事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。援助の制度には、沖縄労働局長による援助と、調停委員（弁護士や学識経験者等の専門家）による調停の2種類があります。  
【問合せ】 沖縄労働局雇用均等室  
☎868・4380

## 平成25年度 西原町中学生海外短期留学 実施要項について

【目的】 本町の中学生をハワイに派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動とおして、国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に対応しうる青少年の育成を図る。  
【方針】 派遣人員は8～10名とする。（NPO法人 西原町人づくり支援の会からの派遣人員含む。）費用の実費の一部（159,000円）を西原町が負担し、残りを個人負担（28万円程度、ただしチャージ料等で変動あり）とする。現地の家庭には、1家庭2名を基本とする。  
【応募資格】 町立中学校の生徒及び町在住の中学2年生（就学のため一時的に町外に転出した者を含む。）  
【派遣先】 アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル近郊  
【派遣期間】 夏休み期間中の2週間  
【応募方法】  
①提出書類 申込書（本人）、同意書（保護者）、調査書（学校）、英文の申込書、和文の申込書各1通  
②応募締切 5月14日（火）  
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることもあります。

お問い合わせ 町教育委員会 教育部教育総務課 ☎945-5039（内線513）  
（西原中学校・西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。）

【場所】 西原町役場玄関ロビー  
【問合せ】 総務部企画財政課  
☎945・5340

【日時】 5月28日（火）10：00～16：00（昼休み除く）  
【場所】 西原町役場第2会議室  
○行政相談委員制度パネル展示  
【開催期間】 5月27日（月）～5月31日（金）

【国民と行政を結ぶホットライン】 行政苦情11番 ☎867・1100  
○巡回相談  
【日時】 5月28日（火）10：00～16：00（昼休み除く）  
【場所】 西原町役場第2会議室  
○行政相談委員制度パネル展示  
【開催期間】 5月27日（月）～5月31日（金）

【対象機関】 地域づくり団体（例…地域自治会、こども会等）  
【助成件数】 県内で30団体  
【対象事業】 地域づくり団体が実施するワークショップ、フォーラム、シンポジウム、セミナー（勉強会、講演会等）

【事業名】 平成25年度地域活性化助成事業  
【対象事業】 地域づくり団体が実施するワークショップ、フォーラム、シンポジウム、セミナー（勉強会、講演会等）

【要望書提出期限】 5月31日（金）  
【申込先】 総務部総務課  
☎945・5011

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

【対象金額】 1団体あたり、助成率を90%とし、最高限度額は30万円。  
【申請書提出期限】 5月27日（月）  
※市町村の推薦書が必要  
【提出先・問合せ】  
（社）沖縄県対米請求権事業協会  
〒900-10029 那覇市旭町116番地37  
☎862・9390  
FAX862・9396  
HP <http://www.taipei.jp> ホームページから様式ダウンロードできます。

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉  
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続  
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。  
お気軽にご相談ください。（要予約）  
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地2  
代表司法書士 喜屋武 力  
TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00

株式会社 ふちかみ

沖縄支店 紙業部 〒901-0502 八重瀬町字大頓1302番地 TEL 998-9950

**生涯学習だより** 生涯学習課 Tel.098-945-5036  
 中央公民館 Tel.098-945-3657  
 町民体育館 Tel.098-945-8095  
 坂田児童館 Tel.098-944-6308  
 西原児童館 Tel.098-945-4393  
 西原東児童館 Tel.098-944-0976

平成25年5月1日 第205号

**西原町青少年健全育成協議会  
5月15日(水)総会**

町青少年健全育成協議会の総会を5月15日、15時から町役場で開催します。

本協議会は、青少年の非行防止対策や、文化・スポーツ諸活動、リーダー育成を目的として活動する組織です。

地域の子どもたちの健全育成のために、みなさまのご協力をお願いします。

**青年協議会 総会**

5月12日(日)18:00~  
中央公民館

青年会活動に興味のある方はぜひ、お越しください!

**中央公民館からのお知らせ**

**文科大学**  
 期間:5月24日(金)~6月28日(金)14:00~16:00  
 対象:60歳以上の西原町在住者・在勤者(50人)  
 内容:相続の権利・膝痛について・ヌチマース工場社長講話・工場見学・薬の基礎知識・その他 **全6回**

**町中央公民館平和月間**  
 期間:6月1日(土)~6月30日(日)  
 特別講演:6月15日(土)我部政明(琉球大学教授)

**町内戦跡講座**  
 ~わしななよーやー歴史から平和の尊さを学ぶ~  
 期間:6月2日(日)~7月14日(日)10:00~12:00  
 対象:西原町在住者・在勤者(30人) **全6回**  
 申込:5月13日(月)~5月27日(月)

お問い合わせ:中央公民館 ☎945-3657

**Bookstart**

西原町では、赤ちゃんの健やかな成長を願い、絵本の読み聞かせとプレゼントを実施します。

赤ちゃんに関わる全ての人たちが幸せになるきっかけづくりの1つとして、本事業を行っています。

多くの可能性を秘めた赤ちゃんと一緒に西原町も大きく成長していきたいと思ひます。

子育てとまちづくりをともに頑張りましょう。

第1回... 5月26日(日)  
 第2回... 8月4日(日)  
 第3回... 9月29日(日)  
 第4回... 11月24日(日)  
 第5回... 1月12日(日)  
 第6回... 3月23日(日)



**町民体育館からのお知らせ**

**トレーニング室の利用時間について**

平日	土日
午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:00~21:00	午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:00~17:00

**学校施設借用について【募集】**

使用期日:毎週火・木・土・日曜日  
 使用時間:20:00~22:00  
 使用施設:町立小・中学校体育館  
 使用料金:500円/時間(半コート)

※今回は利用団体の減による募集ですので、募集団体数には限りがあります。  
 詳しくは町民体育館までお問い合わせください。

お問い合わせ:町民体育館 ☎945-8095

※下記事業のお問い合わせは①~③は坂田児童館、④~⑥は西原児童館、⑦~⑨は西原東児童館へ。

事業	日	時	備考
① マミーキッズ	毎週(水)	10:30~11:30	乳幼児の親子募集中です。
② 母の日制作	9(木)	15:00~16:00	要申込。材料代が必要です。
③ 安全ビデオ会	14(火)	15:00~16:00	
④ マミーキッズ	毎週(水)	10:30~11:30	乳幼児の親子募集中です。
⑤ チャレンジ 母の日制作	11(土)	14:00~16:00	要申込。材料代が必要です。
⑥ グリーンタイム(草とり会)	25(土)	10:00~11:00	
⑦ マミーキッズ	毎週(金)	10:30~11:30	乳幼児の親子募集中です。
⑧ トランポリン	19(日)	15:00~16:30	ズボンをはいて来てね。
⑨ 映写会	25(土)	14:00~16:00	

**図書館だより** 第103号 西原町立図書館  
 TEL.944-4996 FAX.944-4997  
 http://library.town.nishihara.okinawa.jp/  
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



**図書館カレンダー**

開館日  
 【火~金】午前10時~午後7時  
 【土・日】午前10時~午後5時

休館日  
 毎週月曜日  
 館内整理日(第3木曜日)  
 3日(憲法記念日)  
 4日(みどりの日)  
 5日(こどもの日)

May 5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

☐は休館日です。

**3月の統計**

開館日数	25日
来館者数	11,547名
貸出点数	19,714点
1日平均貸出点数	789点

平成25年度  
**こどもの読書週間関連行事**

日時:5月11日(土) 14:00~15:00  
 場所:西原町立図書館 2階集会室  
 ※事前に申込みが必要です。(入場無料)

申込み:西原町立図書館  
 ☎944-4996 (定員100名)  
 小さいお子さまはもちろん、大人も楽しめます。  
 ぜひ足を運んでください。  
 たくさんの参加をお待ちしています!!

光る・楽しい・歌とおはなし  
**やぎおじさんの  
 ブラックパネルシアター**

講演  
 やはぎ しろろう  
**矢作 四郎氏**

**西原町立図書館第2駐車場のご利用について  
~お知らせ~**

西原町立図書館第2駐車場は、庁舎等複合施設建設工事のため、**5月2日(木)**までの利用となり、その後は利用停止となります。

工事期間中、大変ご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願ひします。

**西原町立図書館協議会委員の募集について**

現在の委員が平成25年3月31日をもって任期終了のため、新役員を一般公募します。詳細は下記のとおりです。

記

(委員の役割)  
 西原町立図書館の運営に関し、館長の諮問に必ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に意見を述べる。

【募集人数】1~2名  
 【任期】平成25年6月1日~平成27年3月31日  
 【応募資格】西原町在住の方で図書館の運営に関心のある方  
 【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、図書館に提出してください。応募用紙は図書館で配布します。  
 【応募締切】5月15日(水)  
 【決定通知】書類審査の上決定し、本人に通知します。  
 【問合せ】西原町立図書館☎944-4996

定期行事	紙芝居(毎月第1、第3土曜日)	日時:5月18日(土) 11:00
	おはなし会(毎月第2、第4日曜日) 英語絵本読み聞かせ(毎月第2、第4日曜日)	おはなしのへや 日時:5月12日・26日(日) 15:00 日時: 〃 11:00
	上映会(毎月第3日曜日)	集会室 日時:5月19日(日) 11:00 上映作品「素敵で小さなお話」

※変更になる場合もございます。ご了承ください。